

原議保存期間	30年(令和32年3月31日まで)
有効期間	一種

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙規発第8号
令和2年3月27日
警察庁交通局長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令等の制定及び一部の施行について(通達)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(令和2年内閣府令・国土交通省令第1号。以下「改正命令」という。)等が、本日公布され、改正命令の一部は本日施行された(別添参照)。

このうち、規制標識「歩行者横断禁止」に関する規定の整備に係る改正の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 規制標識「歩行者横断禁止」に関する規定の整備

(1) 改正の趣旨

令和元年5月に滋賀県大津市で発生した歩行中の未就学児を被害者とする交通死亡事故等、子供が犠牲となる交通事故が相次いで発生している状況を受け、同年6月18日、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」(昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議決定)が取りまとめられ、これに基づき関係省庁が連携して各種対策を推進するなど、子供を交通事故から守るための安全・安心な歩行空間の整備に向け、政府一丸となって取り組んでいるところであるが、規制標識「歩行者横断禁止」について、より一層分かりやすいものとするため、ひらがなの「わたるな」の文字を用いることができることとした。

(2) 改正内容

規制標識「歩行者横断禁止(332)」の「横断禁止」の文字に代えて「わたるな」の文字を用いることができることとした(改正命令による改正後の道路標識区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府令・建設省令第3号。以下「命令」という。)別表第二備考一の(一)の39)。

(3) 留意事項

今後、事故の発生状況や子供の通行状況を踏まえ、例えば、保育所、幼稚園、

小学校等の付近の道路や学童、園児の通学、通園のため利用される道路等において規制標識「歩行者横断禁止（332）」を新設又は更新する場合には、「わたるな」の文字を用いた様式のもの整備を検討することとする。

なお、子供の通行状況等を勘案して特に必要性が認められる場合には、更新時期を待たずに「わたるな」の文字を用いる様式を整備することは妨げられない。

2 「大会関係車両等専用通行帯」を表示する規制標識等に係る規定の留意事項

本改正命令等では、令和2年7月1日から同年9月30日までの間、命令別表第一、別表第二、別表第五及び別表第六に規定するもののほか、「大会関係車両等専用通行帯」又は「大会関係車両等優先通行帯」を表示する規制標識等を追加する改正をするなどしているが、昨今の情勢を踏まえ、今後、所要の措置を講じることを検討する予定である点に留意されたい。

※別添省略